

2025 年 6 月 25 日

金融審議会  
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり  
諮問する。

記

○ 地域金融力の強化に関する検討

地域における趨勢的な人口減少その他の環境変化の中で、地域金融機関等が地域経済に貢献する役割を十分に発揮できるように地域金融力の強化に必要な方策について検討を行うこと。